

雇 労 号 外
平成 28 年 12 月 7 日

助成対象事業所 事業主 様

岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室長

平成 29 年度事業復興型雇用創出助成金に係る継続手続の御案内について

平成 29 年度の助成金の継続手続について、下記のとおり御案内しますので、遺漏のないよう手続
き願います。

なお、認定されている助成対象労働者の支給対象期間が、平成 28 年度中に全て満了する事業所
については、継続手続は不要ですので、この場合は、実績報告等の手続を行うよう申し添えます。

記

1 継続手続について

平成 29 年度に助成金を受給するための手続です。送付書類を必ず確認のうえ、期限内に提出して
ください。

【留意事項】

1. 平成 29 年 4 月 1 日時点で支給対象となる労働者がいない場合でも、当助成金を受給する
事由が発生することがあるため、手続を行ってください。
2. 継続手続をしない場合、以後、助成金を受給できませんので必ず継続手続を行ってください。
3. 書類の不備や、更に確認の必要がある場合には、決定に必要な範囲で、書類の補正や追加
提出を求めることがあります。

2 継続手続受付期間

平成 29 年 4 月 3 日（月）～平成 29 年 5 月 1 日（月） **必着**

3 送付書類

- (1) 事業復興型雇用創出助成金【雇入費】平成 29 年度分助成金の継続手続について（作成の手引き）
- (2) 継続手続提出添書及び様式集

4 その他

当助成金に係る制度・手続については、県ホームページでもお知らせしております。
内容については変更することがありますので、県ホームページを定期的に御確認ください。

【URL】 <http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/koyou/047008.html>